

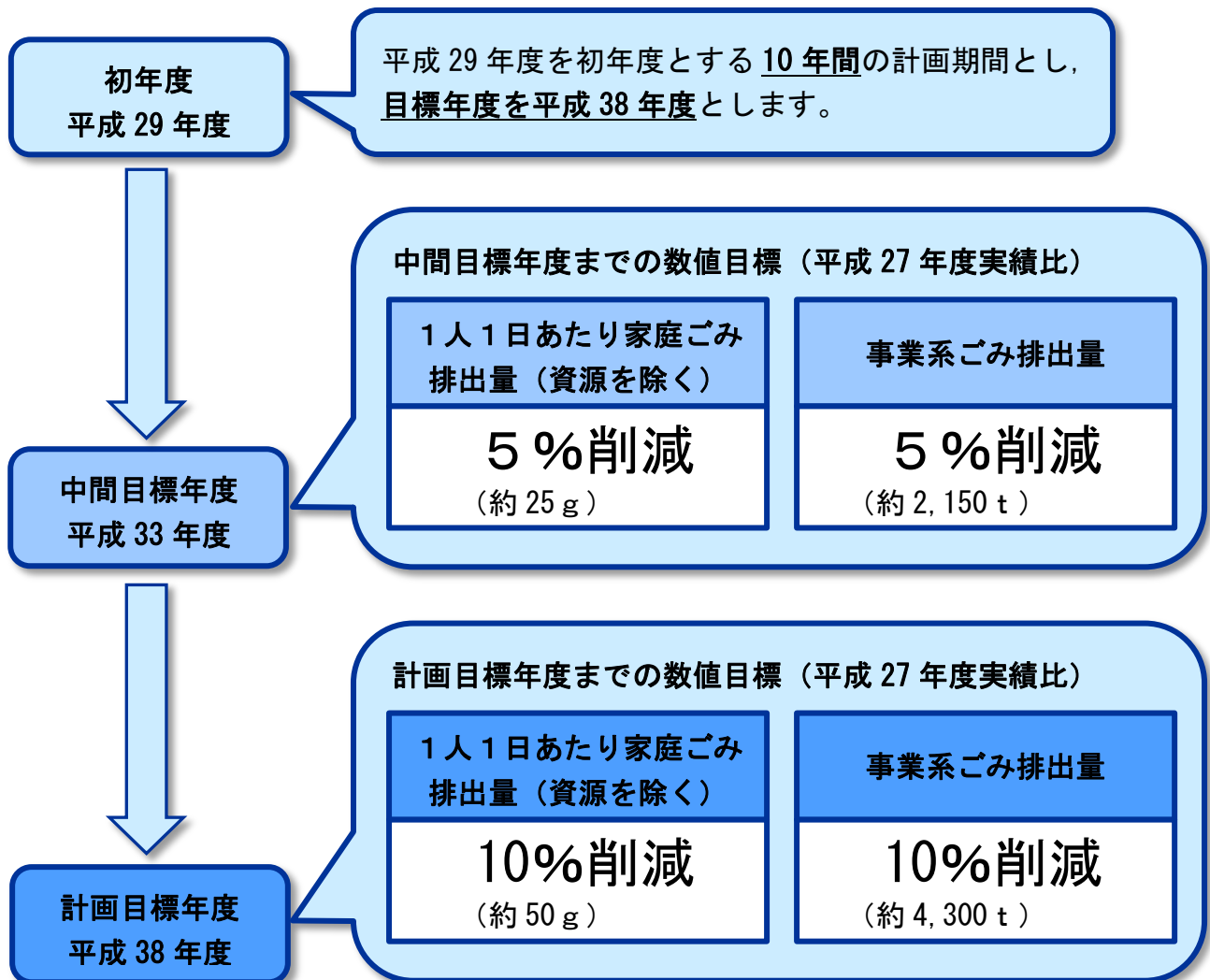
盛岡市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

（平成 29 年度～38 年度）

● 一般廃棄物処理基本計画の位置付け（本編 P. 2）

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の「市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされた規定に基づき、本市の一般廃棄物処理等に関するマスタープランとして策定するものです。

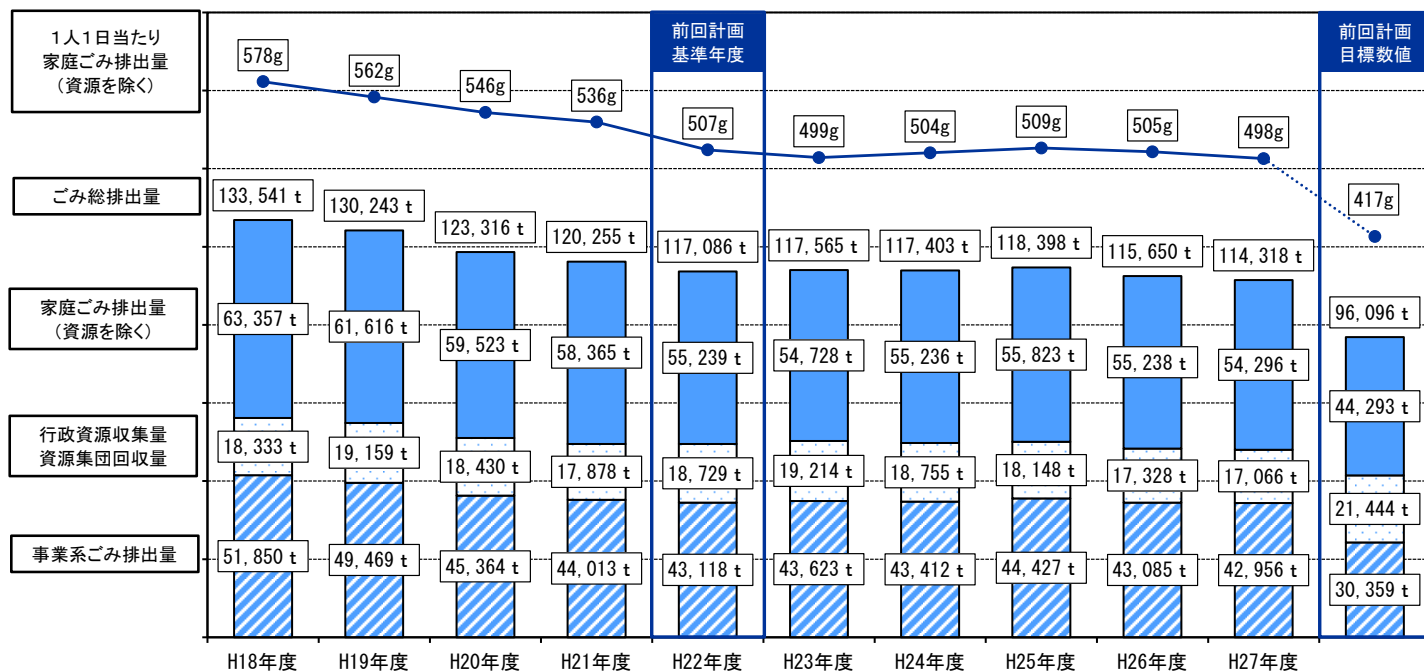
● 計画の目標年度と数値目標（本編 P. 7, P. 51, P. 52）



● 中間年度まで重点的に実施する施策（本編 P. 52）

- ・ 家庭ごみの地区別収集によって把握される地区別の排出状況に基づく細やかな周知啓発
- ・ 資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制
- ・ 適正に分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）の搬入規制

● ごみ排出量の現状（本編 P. 20～31）



● 前回計画（平成 24～28 年度）の評価（本編 P. 37～44）

資源の収集体制 の充実

資源の新たな分別収集の開始や、収集回数の増加によって、それまでのごみとして処理されていたものが、資源として再利用されるようになりました。（盛岡地域のプラ製容器包装の毎週収集、玉山地域の雑紙分別収集開始など）

ごみの収集体制 の向上

盛岡地域において、家庭ごみ収集の効率を向上させる「地区別収集」の導入を推進している（平成 29 年 6 月から完全施行）ほか、高齢者や体が不自由な人のための「ごみ出しサポート事業」を開始することができました。

市民・事業者・市 の協働の推進

事業者と市の新たな協働の取組として、「容器包装廃棄物削減の取組に関する協定書」を平成 28 年 2 月に締結しており、今後市民も加わった大きな取組となっていくことが期待できます。

前回計画策定後 の情勢の変化

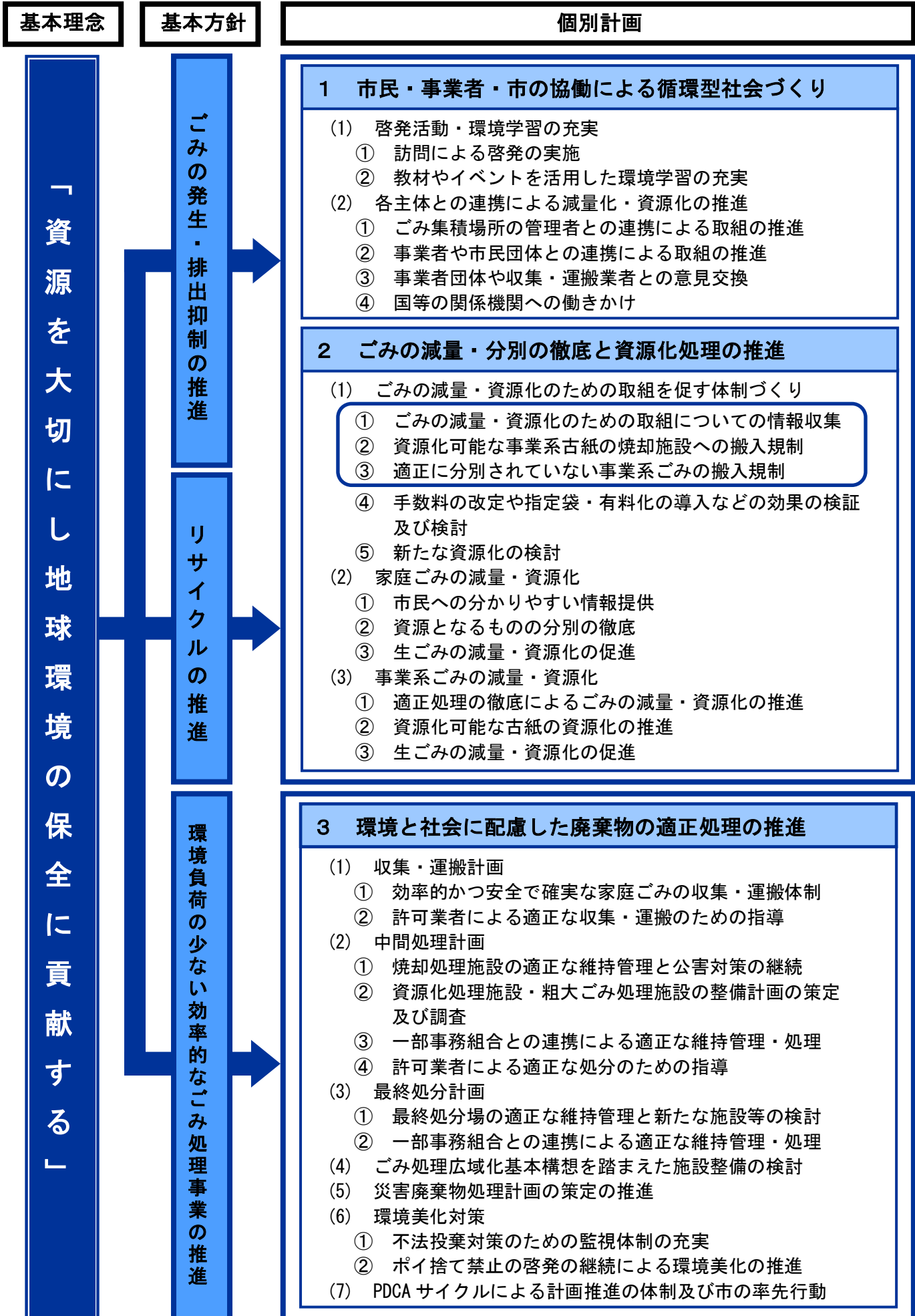
減少を見込んでいた人口が増加し、東日本大震災からの復興により経済活動が活性化したほか、資源化が可能な物の流通量の減少、小売店による資源の店頭回収の拡大など、策定時に想定していた以上の情勢の変化がありました。

実態把握による 取組が不十分

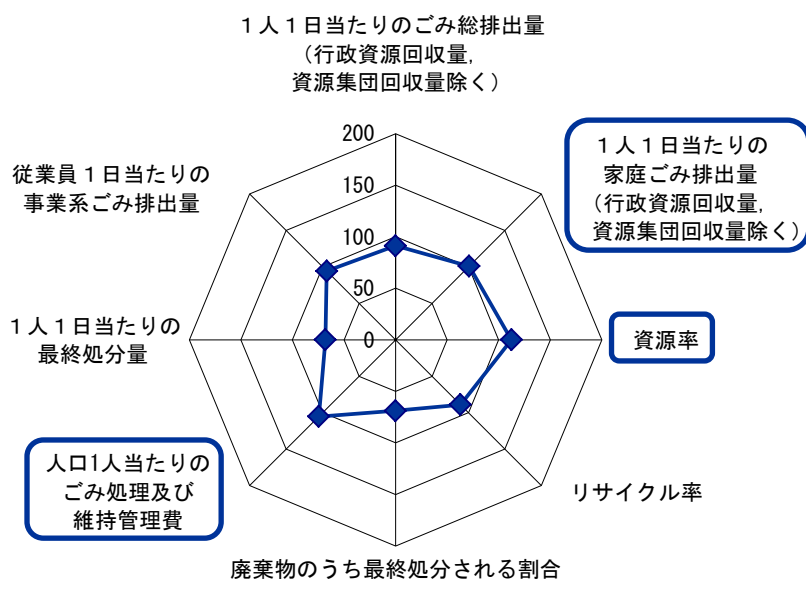
市が市民や事業者に周知・啓発しているごみの減量・資源化に向けた取組がどのくらい実践されているかという実態について把握しきれておらず、取組状況に応じた効果的な施策の実施に至っていません。

● ごみ処理の課題（本編 P. 45, P. 46）

- ・ 生ごみや古紙など、さらなる分別及び資源化の推進
- ・ 実態把握に基づく積極的な情報提供や効果的な広報活動
- ・ 市民・事業者・市の三者協定による具体的取組の推進
- ・ 焼却量、最終処分量の低減



● 他自治体との比較（本編 P. 32～34）

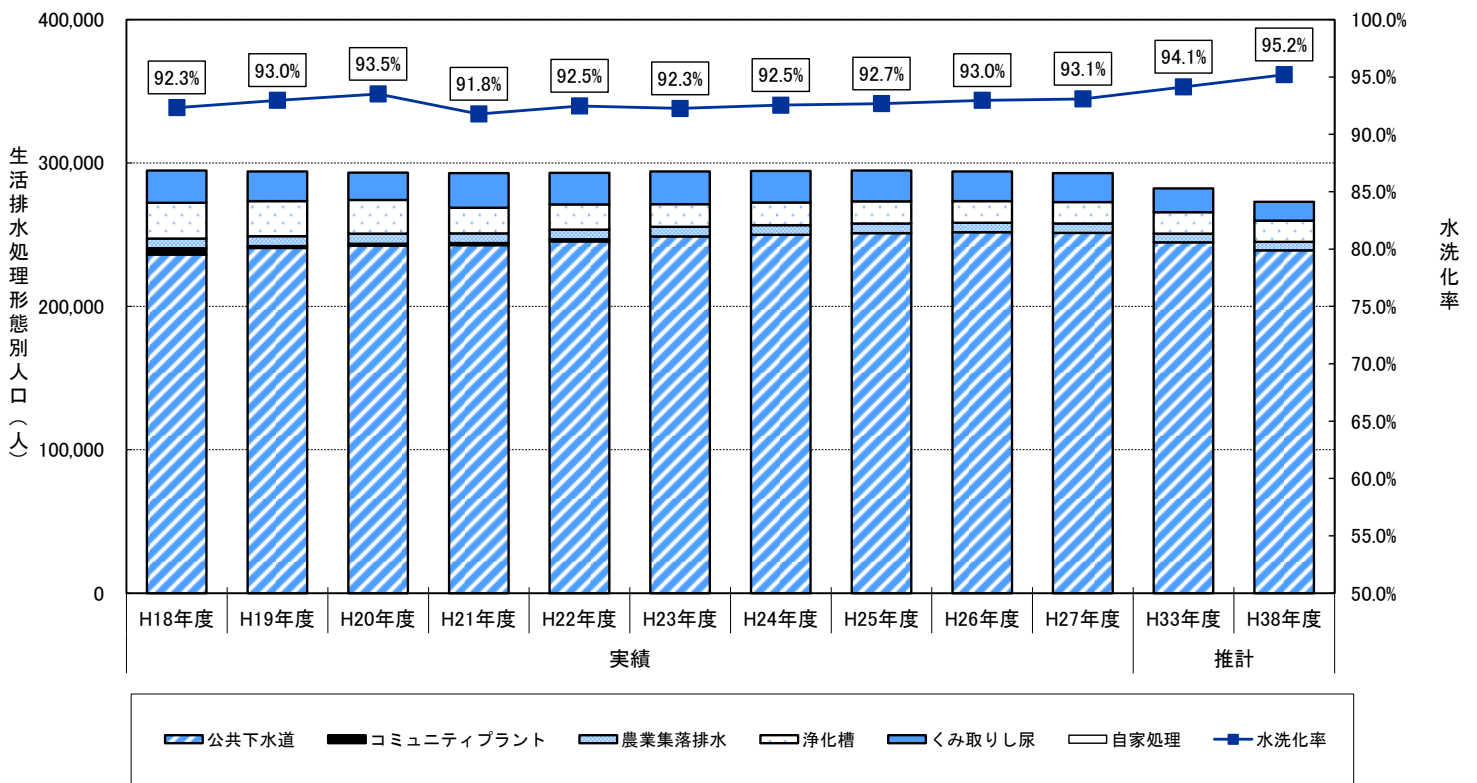


＜中核市（全国47都市）の平均値との比較＞
他自治体と比べ本市は、

- ・ ごみ処理及び維持管理費は低い
- ・ 資源率は高い
- ・ 1人1日当たりの家庭ごみ排出量は平均程度
- ・ それ以外の項目は平均値を下回っており、改善の余地がある

【図の見方】
100が平均であり、
100より外側は平均よりも優れている評価、
内側は劣っている評価となる。

● 生活排水処理状況（本編 P. 67, P. 74）



● 今後の生活排水処理施策（本編 P. 72）

＜基本理念＞快適で豊かな水環境の保全

- ＜基本方針1＞生活排水の適正処理の推進
- ＜基本方針2＞一部事務組合との連携体制の強化
- ＜基本方針3＞普及啓発の推進